

市第19号議案

緑区における町区域の設定、変更及び廃止並びにこれらに係る字区域の廃止

次のように緑区において町区域を設定し、変更し、及び廃止し、並びにこれらに係る字区域を廃止する。

令和元年5月23日提出

横浜市長 林 文子

1 町区域の設定

新区域	新区域に編入する現在の区域	
町名	町名	区域図
緑区 中山五丁目	緑区中山町の一部	別図のとおり
緑区 中山六丁目	緑区上山二丁目の一部	
	緑区中山町の一部	

2 町区域の変更

変更後の区域	変更後の区域に編入する現在の区域	
町名	町名	区域図
緑区 中山四丁目	緑区寺山町の一部	別図のとおり
	緑区中山町の一部	
緑区 寺山町	緑区中山町の一部	

3 町区域の廃止

緑区中山町の町区域は、これを廃止する。

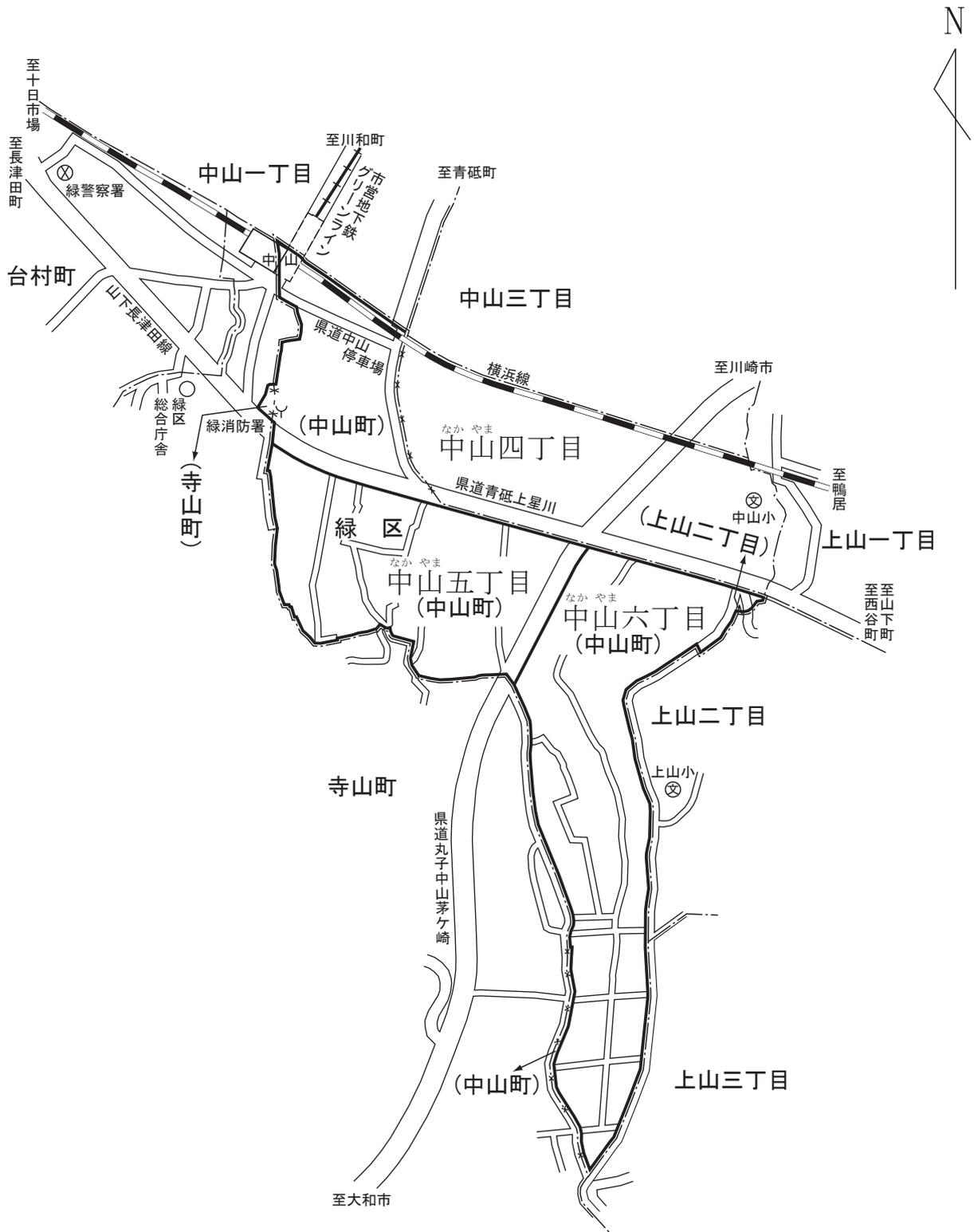
4 字区域の廃止

上記町区域の設定、変更及び廃止に伴い、新区域及び変更後の区域に編入する現在の区域内に存する字区域は、これを廃止する

。

緑区における町区域の設定、変更及び廃止図

別図



凡 例	
———	新 町 界
—x—x—x—	旧 町 界
— · — · —	町 界
なかやま 中山五丁目	新 町 名
(中山町)	旧 町 名

提 案 理 由

住居表示の実施のため、緑区において町区域を設定し、変更し、及び廃止し、並びにこれらに係る字区域を廃止したいので、地方自治法第260条第1項の規定により提案する。

参 考

地 方 自 治 法（抜粋）

第260条 市町村長は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、当該市町村の議会の議決を経て定めなければならない。

（第2項及び第3項省略）